

売買契約書

次の物品の購入について、売扱人 南国市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により不用パソコン等の売買契約を締結する。

（契約内容）

第1条 売買する物品、数量、売買代金、仕様等については別紙のとおりとする。

（代金の支払い）

第2条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和8年3月31日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及びその時期）

第3条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を納入した時に、甲から乙に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第4条 甲は、売買物品の所有権が移転した日から7日以内で両者の定める日に、当該物件を乙に引渡し、乙は、当該物品の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物品の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

（売買物件の搬出）

第5条 乙は、売買物品を甲の指示に従い、令和8年2月13日までに搬出する。

（売買物品の処分等について）

第6条 乙は、売買物品を再販売または処分、処理しようとするときは、古物営業法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い適正に行わなければならない。

（危険負担等）

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までにおいて当該物品が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後売買物品に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約解除）

第8条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

できる。

- 2 前項の規定に関らず、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告のうえ、書面で通知することによりこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が正当なる事由により認めたとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が正当なる事由により認めたとき。
- 3 第2項の各号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、いかなる場合も乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(暴力団排除措置による解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により請負者に損害を及ぼしても発注者はその責任は負わない。
- (1) 暴力団又は暴力団員等であること。
 - (2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
 - (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
 - (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したこと。
 - (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したこと。
 - (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(暴力団等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

- 第10条 受注者は、この契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩してはならない。

(契約の費用)

第13条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴訟については、高知地方裁判所をもって合意上の管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

(甲) 売扱人

高知県南国市大塙甲2301番地

南国市長　　平山　耕三

(乙) 買受人